

西予市文化的景観保護推進事業費補助金交付要綱

令和元年10月7日

西予市教育委員会告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、重要文化的景観の保存及び活用を推進するため、予算の範囲内において西予市文化的景観保護推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- (2) 建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- (3) 修理 西予市文化的景観保存計画（以下「保存計画」という。）に基づき行われる重要な構成要素の維持又は保存のための建築等をいう。
- (4) 復旧 保存計画に基づき行われる重要な構成要素の維持又は保存のための建設等をいう。
- (5) 修景 保存計画に基づき行われる重要な構成要素以外の建築物の建築等又は重要な構成要素以外の工作物の建設等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の重要文化的景観の区域内における建築物その他工作物（以下「建造物」という。）を所有する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、重要文化的景観の区域内における建造物の維持管理に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。）第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観における重要な構成要素（以下「重要な構成要素」という。）である建築物について、通常望見できる屋根、外壁等の外観及びこれと密接な関係を有する土台、柱、梁等の主たる構造の痕跡に従う修理に係る経費。
- (2) 重要な構成要素である工作物又は環境物件について、当該要素の履歴に従う復旧に係る経費。
- (3) 重要な構成要素以外の建造物又は環境要素について、保存計画に定める基準に従う修景に係る経費のうち、通常望見できる外観に係る経費。

(補助金の額等)

第5条 補助金の区分、補助対象経費、補助率及び交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市文化的景観保護推進事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺1,000分の1以上)
- (2) 配置図(縮尺200分の1以上)
- (3) 設計図(縮尺100分の1以上)及び仕様書
- (4) 工事費見積書
- (5) 現況カラー写真
- (6) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、交付すべきと決定したときは、当該申請者に対し西予市文化的景観保護推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の審査において、市長は、あらかじめ西予市文化的景観保護審議会の意見を聴いて、現地調査を行うものとする。

(事業の実施)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。

(事業の変更等承認申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ西予市文化的景観保護推進事業変更・中止承認申請書(様式第3号。以下「承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、西予市文化的景観保護推進事業費補助金交付決定変更・中止通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、西予市文化的景観保護推進事業費補助金事業完了報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、西予市文

化的景観保護推進事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市文化的景観保護推進事業費補助金交付請求書（様式第7号）を、確定通知後30日以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、西予市文化的景観保護推進事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（報告、検査及び指示）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（交付の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

（2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（補助金交付の制限等）

第17条 この告示に定める補助金の交付は、同一建造物に対して1回限りとし、補助金の交付を受けた建造物は、保守及び管理に努めるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（建造物の保守期限）

第18条 補助金の交付を受けた建造物の保守期間は、おおむね10年とする。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分		補助対象経費	補助率	補助金 限度額
重要な構成要素	建築物	主屋・隠居・付属小屋・門	4/5 以内	800 万円
		社寺		1200 万円
	工作物	石垣・石積		400 万円
		柵・塀		100 万円
		その他の工作物		100 万円
	環境物件			復旧に係る経費
重要な構成要素以外	建築物	主屋	1/2 以内	100 万円
		主屋以外 付属小屋・その他建築物		50 万円
	工作物	石垣		100 万円
		柵・塀・門		50 万円
		その他の工作物		50 万円
	環境物件以外の環境要素			復旧に係る経費